

横浜フィルムコミッション事業事務取扱要領

制 定 平成 25 年 10 月 1 日 文観第 429 号

最近改正 令和 7 年 3 月 31 日 政広プ第 676 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、横浜フィルムコミッション事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、横浜フィルムコミッション事業（以下「本事業」という。）を円滑に実施していくため、必要な事項を定めるものとする。

(審査の所管)

第 2 条 要綱第 7 条第 1 項の審査は、政策経営局広報・プロモーション戦略課（以下「所管課」という。）が行い、支援の可否を決定する。

(審査基準)

第 3 条 要綱第 7 条第 1 項に基づき、前項の審査を行う際の基準を次に掲げるとおりとする。

(1) 支援の可否

申請書記載及びその他提出された書類について審査し、本事業の趣旨に合致し、また要綱第 5 条の各号のいずれにも該当しないと認められる場合に撮影支援するものとする。

(受付時間等)

第 4 条 本事業の受付時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時（午前 12 時から午後 1 時を除く。）までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び年末年始（1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで）を除く。

2 事業実施時間は、原則として前項に規定する事業受付時間に準ずるものとする。ただし、支援案件に該当する案件で、所管課長が必要と認めた場合は、立会い等による時間外の対応を行うことができる。

(副申)

第5条 所管課長は、支援作品のうち要綱第1条に大きな寄与が期待される作品における撮影受入施設との調整に当たり、必要に応じて施設管理者に対し、次に掲げる事項に係る政策経営局長名義の副申を発行することができる。

- (1) 施設管理者が定める時間帯以外の撮影
- (2) 施設管理者が原則として認めていない機材等を用いた撮影
- (3) その他撮影に係る支援について、政策経営局長が必要と認めた事項

(撮影支援の対象外)

第6条 要綱第5条第5号の「本事業の運営上支障がある撮影」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 台本のないバラエティ番組等撮影の内容や番組構成が定まっていないために、撮影時のトラブル等が生じるおそれがある番組の撮影
- (2) 安全対策が十分でない撮影
- (3) その他前各号に類する撮影

(定例会議)

第7条 業務の進捗状況の確認、第3条の撮影支援の可否及び第5条の副申の発行等を協議するため、本事業担当者による定例会議を実施する。

2 定例会議は、随時開催するものとし、原則として全ての担当職員が出席するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。